年 組 番

氏名	

保護者 様

新潟県立高田商業高等学校長

出席停止について (通知)

この度申し出のありました生徒については、学校保健安全法第19条及び学校保健 安全法施行規則第18条により出席停止とします。

病気が治り登校する場合は、医療機関より別紙「治癒通知書」に記入をしていただき、登校させてください。

なお、出席停止の期間は、欠席とはみなしません。

学校において予防すべき感染症の種類は次のとおりです。

		病	名		
第一種	●エボラ出血熱	●クリミア・コン	ゴ出血熱	●急性灰白髄炎	
	●マールブルグ病	●ジフテリア	●ラッサ熱	●痘そう	
	●南米出血熱	●ペスト	●鳥インフルエン	ザ	
	●重症急性呼吸器症候群				
第二種	●インフルエンザ	●百日咳	●麻しん	●流行性耳下腺炎	
	●風しん	●水痘	●咽頭結核熱	●結核	
第三種	●腸管出血性大腸菌感染症		●流行性結核膜炎	●細菌性赤痢	
	●パラチフス	●腸チフス	●急性出血性結膜炎		
	●コレラ	●その他感染症			

※ 出席停止の期間は感染症の種類に応じて、だいたい基準が定められていますが、病 状には個人差もありますので合併症の起こらないように十分休養し、医師の診断に基 づいて登校するように留意してください。

治癒通知書

新潟県立高田商業高等学校

年 組 番

氏名

平成 年 月 日生

- 1 病 名
- 2 出席停止期間

令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

上記疾病の治癒したことを通知します。

令和 年 月 日

医療機関名

医師 氏名 印